

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

証拠隠滅等説得罪の主観的要件

Arthur Andersen LLP v. United States, 544 U.S. 696 (2005)

I はじめに

エンロン・コーポレーション（以下「エンロン社」）は、アメリカ最大のエネルギー取引業者の1つであった。しかし、2001年にエネルギー部門で利益率が低下するなど、その成功に陰りがみえ始め、同年8月に特別目的会社（special purpose entity）と不正財務取引を行っていたことについて内部告発がなされると、同年12月には信用不安により倒産するに至った⁽¹⁾。本件は、エンロン社の財務報告書の内部監査とコンサルティング業務を行っていたアーサー・アンダーセンが、不正経理に関連する書類の破棄を役職員に指示したとして、合衆国法典第18編1512条の証人等に対する不当圧力行使罪中の (b) (2) (A) および (B) の証拠隠滅等説得罪に問われた事案である。

アメリカ連邦法では、第18編1512条が、証人、被害者、情報提供者等に対する不当な圧力行使について規定している⁽²⁾。本条は、もともと包括的な司法妨害罪規定であった第18編1503条に代わり、これを拡張するものとして1982年に制定された。当初、第18編1512条は、証人等に対して、脅迫（intimida-

(1) エンロン社の事件の経緯については、邦語文献として、高柳一男「企業法務からみたエンロン事件の教訓〔1〕～〔11・完〕」国際商事法務31巻2号175頁～31巻12号1779頁（2003）が詳しい。また、この事件の法的問題点に関しては、例えば、高柳一男『エンロン事件とアメリカ企業法務』（中央大学出版部、2005）、財務捜査研究会「エンロン問題と米国の資本市場改革」警察公論58巻3号35頁（2003）参照。

(2) 司法妨害に関連する主要な規定の規制範囲および要件については、次の文献を参照。Kimberley A. Schaefer & John S. Schowengerdt, *Obstruction of Justice*, 43 AM. CRIM. L. REV. 763, 781 (2006).

tion), 有形力の行使 (use of physical force), 威嚇 (threat), あるいは判断を誤らせる行為 (misleading conduct) によって干渉することを規制するにすぎなかったが, 1988年に, 「不正に説得する (corruptly persuade)」という文言が加えられることによって, 第18編1503条と同様, 非強制的な行為についても規制することになったという経緯がある⁽³⁾。

本判決は, 連邦最高裁がこの証拠隠滅等説得罪の主観的要件について判断を示したものである。以下, その内容についてみたうえで, 若干の検討を加えておくことにする。

II 事案の概要

本件上告人アーサー・アンダーセンは, エンロン社の財務報告書の内部監査とコンサルティング業務を行っていた。エンロン社を担当する監査業務チームは100人を超えるメンバーによって構成され, デイビット・ダンカンが1997年からこのチームを率いていた。

2001年8月に, エンロン社の主任会計士から, ダンカン, ダンカンの上司であるマイケル・オドムに不正経理の疑いがある旨が伝えられた。これに応じて, 上告人は, 社内弁護士であるナンシー・テンプルを含む危機対応チームを創設した。テンプルは, 10月8日に他の社内弁護士とエンロン社のことを話し合い, 「証券取引委員会の何らかの調査」が「行われる可能性がかなり高い」というメモを残している。その後, 上告人の役職員には, 既存の書類保存規程 (Document Retention Policy) に従うようにという指示が繰り返された (この書類保存規程は, 監査とその監査意見をサポートする書類を残しておくよう定める一方で, 副次的な書類については広い範囲で破棄してもよいとしている⁽⁴⁾)。例えば, オドムは, 10月10日に役職員に対する一般的なミーティングの中で書類保存規程に従うよう指示しており, テンプルもまた, オドムに宛てた電子メールの中で, 書類保存規程に留意すべきことを監査業務チームに伝えるよう促している。ただし, このテンプルの指示は, 「保存」や「破棄」といった言葉を用いてはおらず, どちらを指すのか明らかではなかった。しかし,

(3) See *United States v. Farrell*, 126 F.3d 484, 492 (Campbell, J., dissenting) (3d Cir. 1997).

(4) この点につき, スクワイヤほか (平野皓正訳) 『名門アーサーアンダーセン消滅の軌跡』4頁 (シュブリンガー・フェアラーク東京, 2003) 参照。

ダンカンは、このメールの転送を受けて、エンロン社に関連する書類を破棄しよう監査業務チームに指示している。

10月16日に、エンロン社は、第三四半期業績を発表して10億ドルに及ぶ投資資産の償却による負担を開示した。その翌日、証券取引委員会は、8月に非公式の調査を開始していたことを書状によってエンロン社に通知し、確かな情報と書類を要請した。この書状のコピーは上告人にも転送されたが、それから上告人役職員には書類保存規程に従うべきであるとの指示が繰り返され、11月8日に証券取引委員会から文書提出命令状 (subpoena for records) を受け取るまで、規程に従って書類の破棄が続けられた。しかし、この命令状を受け取るとすぐに、テンプルは社内に対して書類の破棄を停止するよう指示し、翌日にはダンカンらに対して書類を保存するようメモによって指示した。ダンカンの秘書から、「もはや破棄してはならない」「公的に通知を受けた」との電子メールも送信されている。結局、破棄された書類は、ヒューストンのオフィスだけで2トン近くに及んだ。

2002年3月に、上告人は、エンロン社の監査業務に関連する書類を破棄したことで、第18編1512条 (b) により、証拠隠滅等説得罪の訴因で起訴された⁽⁵⁾。起訴状では、上告人は、2001年10月10日から11月9日にかけて、証券取引委員会に書類を利用させないために、書類を破棄し、変更するよう役職員を不正に説得して公式の手續を妨げた、とされている。連邦地裁は上告人を有罪とし⁽⁶⁾、第5巡回区連邦控訴裁もこれを支持した⁽⁷⁾。そこで、上告人は、連邦地裁の陪審に対する説示が妥当なものではなかったと主張して上告し、連邦最高裁は、第18編1512条 (b) の文言解釈をめぐって連邦控訴裁の間で判断が分かれていることを理由にこれを受理した。

(5) その際には、エンロン社の業務を担当していたヒューストンのオフィスだけでなく、ポートランドやオレゴン、シカゴなどのエンロン社担当スタッフも書類を破棄したとして、アメリカにおける全社が起訴の対象となった。

(6) 陪審説示では、上告人の全役職員のうち誰か1人でも第18編1512条 (b) 違反をしていればよく、陪審全員の見解が一致する必要もないとされている。See Elizabeth K. Ainslie, *Indicting Corporations Revisited: Lessons of the Arthur Andersen Prosecution*, 43 AM. CRIM. L. REV. 107, 108 (2006). なお、高柳・前掲注(1)『エンロン事件とアメリカ企業法務』117頁によれば、「不正な説得」を行った者に関して、陪審は最終的には満場一致でテンプルを認定したものの、評決書には明記されなかったという。

(7) *United States v. Arthur Andersen LLP*, 374 F.3d 281 (5th Cir. 2004).

III 判決の要旨

法廷意見（レーンクィスト長官執筆）は、全員一致で次のように述べ、原判決を破棄し、差し戻した。

連邦地裁の陪審に対する説示は、以下に述べる理由から妥当なものとはいえ、これを支持した第5巡回区連邦控訴裁の判決もまた妥当ではないと考えられる。

第1に、「不正に説得する」ことに関して「十分な認識をもって (knowingly)」いる必要はないとする点については、規定を最も自然に読んでいるとはいえない。また、これらの文言を関連付けて解釈することは、制定法上の構成においても意味がある。すなわち、意識的に違法行為をする者だけが、「十分な認識をもって……不正に説得する」に該当することになるのである。そして、意識的に違法行為をする者に犯罪性を限定することで、第18編1512条(b)は、通常、刑事責任を科すために要求されるレベルの答責性を備えた者にだけ適用されることになる。

第2に、連邦地裁の陪審に対する説示は、「不正に」の意味を希釈している。連邦地裁が説示の基礎としたのは、第5巡回区連邦控訴裁の第18編1503条(a)のための定型的説示である。この定型的説示は、「不正に」を、手続の「完全性を覆し、あるいは崩そうという特定の意図をもって、十分に認識しつつ不正直に (knowingly and dishonestly, with the specific intent to subvert or undermine the integrity)」と定義している。しかしながら、連邦地裁は、「不正直に (dishonestly)」を取り除き、「覆す、あるいは崩す」という表現に「妨げる (impede)」という文言を付け加えた。それゆえ、上告人が、書類保存規程を実行するよう役職員に提案することによって、政府の調査を「覆し、崩し、あるいは妨げ」ようとしているとみられるならば有罪とするよう、陪審は説明を受けた。この変更により、「不正直さ」は有罪の評定を下すために必要ではなく、上告人が単に訴追機関の調査能力を「妨げる」意図を有していることで十分となった。連邦地裁の定義によれば、訴追機関に情報を使わせないよう他人を害なく (innocently) 説得した者でも訴追機関を「妨げ」ており、この説示において、「不正に」という文言は、何ら制限的な意味をもつものではなくなっている。

第3に、この説示はまた、文書を破棄するよう説得することと特定の手続と

の間に、いかなる「関連性 (nexus)」をも見出す必要はないとした。この際に依拠したのが、第18編1512条 (e) (1) である⁽⁸⁾。この規定は、第18編1512条について、公式の手続が「係属中である」必要も、あるいは「犯罪のときに開始されようとしている」必要もないと定めている。しかしながら、これは、ある手続が予見されることさえ必要ないということとは異なる。書類保存規程のもとで書類を破棄するよう他人を説得する者は、その文書が重要となるかもしれない特定の「公式の手続」を予想していないときに、「十分な認識をもって、不正に説得する者」ではありえない。

IV 解 説

1 「十分な認識をもって」の内容について

合衆国法典第18編1512条 (b) (2) は「公式の手続において、記録、書類、もしくはその他の物を利用させない」ため、または「公式の手続で用いる物の完全性 (integrity) もしくは利用可能性を害するために、この物を変更し、破壊し、損壊し、もしくは隠匿すること」を「ある者に行わせる意図で、十分な認識をもって……他人を不正に説得すること」を禁止している。本判決では、本条の「十分な認識をもって」や「不正に」、「公式の手続」といった文言の解釈が問題とされた。そこで、これらの文言について個別にみていくことにする。

本判決で問題となったのは、まず、「十分な認識をもって」の内容である。法廷意見は、この「十分な認識をもって」について、エキサイトメント・ビデオ判決を引用しつつ、その判断を下している。エキサイトメント・ビデオ判決では、第18編2252条 (a) (1) および (2) において、「輸送し、船に積み、受け取り、頒布し、または模造する」ことについて「十分な認識をもって」いなければならないと解することが「最も自然な、文法に適った読み方」であるとされた⁽⁹⁾。法廷意見は、この判決を引用して、主観的要件（「十分な認識をも

(8) なお、ここでいう第18編1512条 (e) は、現行法の第18編1512条 (f) に相当する。後注 (18) 参照。

(9) United States v. X-Citement Video, Inc., 513 U.S. 64, 68 (1994). もっとも、このエキサイトメント・ビデオ判決は、第18編2252条 (a) において行為類型の後に規定されている「未成年者の使用 (use of minor)」という部分を行為者が認識する必要があるか否かという点が争われた事例であり、行為者には

って」)を、後続の行為類型(「脅迫もしくは有形力を用い、威嚇し、または不正に説得する」と関連付けて解釈すべきだとした。つまり、本件との関連でいえば、第18編1512条(b)において、「不正に説得する」ことについて「十分な認識をもって」いることが必要となる。

2 「不正に」の内容について

そこで、次に問題となるのが、認識の対象としての「不正に」の内容である。この「不正に」という文言の解釈をめぐって連邦控訴裁の間で対立があり、そのことが本件で上告受理の理由とされている。この対立は、端的に述べれば、第18編1512条(b)における「不正に」という文言を、第18編1503条(a)にみられる「不正に」という文言と同じく解するか否かという問題に由来する⁽¹⁰⁾。

これらを同様に解すべきと判示したものとして、ショットツ判決がある。同判決では、前述のような第18編1512条の立法経緯に鑑みて、第18編1512条(b)の「不正に」という文言に対して、第18編1503条(a)の「不正に」という文言と同様の意味を与えるべきであるとした。そして、第18編1503条(a)で広く認められているように、「不正に」という文言を「不適切な目的をもって」と解したのである⁽¹¹⁾。

これに対して、ファレル判決において、第3巡回区連邦控訴裁は、第18編1512条(b)における「不正に」という文言について、第18編1503条(a)のように「不適切な目的をもって」と解することを明示的に否定した。というのも、これらの規定は、規定形式が異なるからである。第18編1503条(a)には、「不正に」という文言の他に犯罪の主観的要件(mens rea)が存在しない。これに対して、第18編1512条(b)には、例えば調査官に書類を利用させ

「未成年者の使用」の認識が必要であるとされた。

- (10) 第18編1503条における「不正に」という文言について扱った判例を紹介し、分析したものとして、以下の文献を参照。*Meaning of Term "Corruptly" for Purposes of 18 U.S.C.A. § 1503 Making It a Federal Offense to Corruptly Endeavor to Influence, Intimidate, Impede, or Injure Witness, Juror, or Officer in Federal Court, or to Obstruct the Due Administration of Justice*, 62 A.L.R. Fed. 303 (2006).
- (11) *United States v. Shotts*, 145 F. 3d 1289, 1301 (11th Cir. 1998). 同様の見解を採る判例として、*United States v. Thompson*, 76 F.3d 442 (2d Cir. 1996) がある。See also *United States v. Khatami*, 280 F.3d 907 (9th Cir. 2002).

ないという特定の意図が定められている。このような規定形式の違いにもかかわらず第18編1512条 (b) の「不正に」という文言を第18編1503条 (a) と同様に解すると、「不適切な目的」が第18編1512条 (b) に規定されている特定の意図を包含し、その意味を失わせてしまうのである⁽¹²⁾。

本件において、連邦地裁は、第18編1512条 (b) において要求される主観的要件についてショッツ判決の見解を妥当とし、陪審に「たとえその行為は適法であると信じていたとしても、有罪と評決することができる (even if [Andersen] honestly and sincerely believed that its conduct was lawful, you may find [Andersen] guilty)」との説示を行った。そして、控訴審である第5巡回区連邦控訴裁もまた、「不適切な目的」を要求することで、規制範囲を限定することになるとして、これを是認したのであった。

連邦最高裁は、「不正に」という文言の具体的な意味を明らかにすることなく、以上のような連邦地裁、第5巡回区連邦控訴裁の判断に対し、同文言の意味を希釈したとして否定的な態度を示した。その理由として、証言や証拠が、公式の手續において、あるいは訴追機関によって利用されないようにする意図で他人を説得することは、本質的には有害ではない、という謙抑的な判断が存在することが挙げられる。このような謙抑的な判断を行うことで、たとえば、合衆国憲法修正5条で認められている自己負罪拒否特権を行使するよう自分の息子に提案する母親や、夫婦の秘密を明らかにしないよう夫を説得する妻といった者が、処罰の対象から免れることになるのである⁽¹³⁾。また、連邦最高裁はこれまで、本件と同様に、訴追機関によって書類が利用されないように、一定の行為を採るよう弁護士が依頼者を説得することについても、必ずしも不正なことではないと判断してきた。アップジョン判決では、上告人が、弁護士の説得により国税庁 (IRS) に書類を利用させなかったことは、「弁護士と依頼者との充分かつ率直なコミュニケーションの促進」のための、弁護士・依頼者秘匿特権の範囲内であるとされている⁽¹⁴⁾。

(12) See *United States v. Farrell*, *supra* note 3, at 489-90. なお、このファレル判決では、第18編1512条 (b) の「不正な説得」に該当する場合として、情報を使わせないように賄賂を贈る場合と連邦捜査官に誤った情報を提供する場合とが挙げられているものの、「不正に」という文言について積極的な定義はなされていない。Id. at 488.

(13) 後者と同様の事案につき無罪としたものとして、*Trammel v. United States*, 445 U.S. 40 (1980) がある。

(14) *Upjohn Co. v. United States*, 449 U.S. 383 (1981). なお、本件原判決のよう

3 「公式の手続」の内容について

上述のような主観的要件のほかに、本判決では妨害行為と公式の手続との関連性についても連邦地裁の説示は妥当ではないとされた。本判決と同様にこの問題を扱ったものとして、アギラー判決を挙げることができる。アギラー判決では、のちに大陪審の面前で証言する可能性がある FBI 捜査官に対して虚偽の陳述をすることが、第18編1503条 (a) の「適正な司法運営に影響を与え、妨害し、または遅らせようと試みること (endeavor[ing] to influence, obstruct, or impede the due administration of justice)」の禁止に違反するかが問題となった。その際、連邦最高裁は、被告人の妨害行為が大陪審または司法の手続に影響を与える意図をもってなされなければならない、裁判所または大陪審の権限 (authority) から独立した調査 (investigation) のような、補助的な手続に影響を与える意図が存在したというだけでは不十分であるとした。そして、「自らの行動が係属中の手続に影響を及ぼす可能性についての認識を欠いている者は、不可欠な妨害の意図を必然的に欠いて」おり、第18編1503条 (a) 違反にはあたらないと判示して、関連性の要件を必要としている⁽¹⁵⁾。

前述のように第18編1503条 (a) と第18編1512条 (b) はともに司法妨害に関する規定であり、本判決は、司法妨害罪において妨害行為と公式の手続との関連性を必要とするという判断をさらに推し進めたといえるように思われる。

V おわりに

以上みてきたように、本判決は、各対立点において厳格な解釈を採ったという意味において、証拠隠滅等説得罪の主観的要件について謙抑的な判断をすべきという方向性を示したものといえる。もっとも、エンロン社の不正経理の発覚に端を発する一連の企業不祥事を受けて、2002年に、いわゆるサーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) が成立し、書類保存についても規定されることになった⁽¹⁶⁾。そして、同法施行後は、第18編1512条 (b) に代

に弁護士の行動を処罰の対象とすることについては、弁護士が依頼者に最も適切な指示を行なえず、弁護士と依頼者との関係を損なうとの指摘がある。See Arthur Andersen LLP v. United States, *Brief of Amicus Curiae National Association of Criminal Defense Lawyers in Support of Petitioner* (2005).

(15) See *United States v. Aguilar*, 515 U.S. 593 (1995).

わって、より広汎な適用範囲をもつ第18編1519条が適用され、これまで謙抑的な判断がなされてきた場合（例えば弁護士・依頼者秘匿特権が認められる場合）でさえ第18編1519条のもとで犯罪化されるおそれがある、といった指摘がなされている⁽¹⁷⁾。すでに企業を取り巻く環境は変化しており、企業との関連でいえば本判決の意義は限られたものであるといえよう⁽¹⁸⁾。

（萩野貴史）

(16) 同法802条では、監査もしくは調査に関係する書類保管義務に違反したとき、または公式の手續を妨害する意図で記録を改竄もしくは破棄したときについて、罰金もしくは20年以下の拘禁刑またはその併科が規定されている。

(17) *See The Supreme Court, 2004 Term : Leading Cases*, 119 HARV. L. REV. 404, 410 (2005).

(18) なお、このサーベンス・オクスリー法1102条によって、第18編1512条なども修正されている。サーベンス・オクスリー法による修正について紹介した邦語文献として、ガイ・P・ランダー（メディア総合研究所訳）『SOX法とは何か？ 米国企業改革法からCSR、内部統制を読み解く』179頁（メディア総合研究所、2006）参照。